

法人キャッシュカード規定

1. (カードの利用)

普通預金（以下「預金」といいます。）について発行した法人キャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当金庫または当金庫と現金預入支払業務を提携した金融機関等（以下「預入支払業務提携先」といいます。）に設置の現金自動支払機・現金自動預入支払機等（以下「自動機」といいます。）を使用した預金口座の入出金（以下「入出金」といいます。）および残高照会
- (2) 当金庫または当金庫と現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払業務提携先」といいます。）に設置の自動機を使用した預金口座の出金および残高照会
- (3) 当金庫および支払業務提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替により出金し振込の依頼をする場合
- (4) 当金庫の窓口において預金口座に入出金する場合

2. (自動機による預金口座への入金)

- (1) 自動機を使用して預金口座に入金するときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 自動機による入金は、自動機の機種により当金庫または預入支払業務提携先所定の金額単位とし、また1回あたりの入金は当金庫または預入支払業務提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。
- (3) 当該預金口座について、カードによる預入があった場合には、「ご利用明細票」を「現金自動預入支払機専用通帳」に綴り込んで保管してください。

3. (自動機による預金口座からの出金)

- (1) 自動機を使用して預金口座から出金する場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し届出の暗証番号と金額を入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による出金は、自動機の機種により当金庫または預入支払業務提携先・支払業務提携先（以下「提携先」といいます。）所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、当金庫または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの出金は当金庫所定の金額の範囲内とします。なお、この場合、出金金額と第5条に定める自動機利用手数料金額との合計額が出金することのできる金額を超えるときは出金することができません。

4. (自動機による振込)

- (1) 自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替により出金し振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し届出の暗証番号その他所定の事項を入力してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 自動機による1回あたりの振込は、当金庫またはカード振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。
- (3) 自動機を使用して振込の依頼をする場合に、振込金額、第5条に定める自動機利用手数料金額および振込手数料金額の合計額が預金口座から出金することのできる金額を超えるときは振込することができません。

5. (自動機利用手数料等)

- (1) 自動機を使用して預金口座に入出金するときは、当金庫または提携先所定の自動機の利用に関する手数料をいただきます。（以下「自動機利用手数料」といいます。）
- (2) 自動機利用手数料については、入出金時に自動的に預金口座より引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当金庫から提携先に支払います。
- (3) 当金庫の自動機を使用して振込の依頼をする場合には当金庫所定の振込手数料を、またカード振込提携先の自動機を使用して振込の依頼をする場合にはカード振込提携先所定の振込手数料をいただきます。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの出金時に自動的に預金口座より引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当金庫からカード振込提携先に支払います。

6. (自動機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により自動機による入出金ができないときは、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金口座に入出金することができます。
- (2) 前項による入出金する場合は、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、法人名、代表者

名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、法人名、代表者名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に所在地、電話番号等の記入と本人確認書類の提示を求めることがあります。

- (3) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り前項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いは致しません。

7. (カードによる入出金等の通帳記入)

カードにより入出金した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫の自動機で使用された場合または当金庫本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

8. (カード・暗証番号の管理等)

カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は設立年月日、電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに契約者から当金庫に通知してください。この通知を受けたとき当金庫は、直ちにカードによる預金口座の出金停止の措置を講じます。この通知の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

9. (偽造カード等による出金等)

当金庫が契約者に発行したカードが偽造または変造により不正使用され生じた出金にかかる損害については、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取り扱ったうえは、当金庫および提携先は責任を負いません。ただし、この出金がカードおよび暗証番号の管理について本契約者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、この限りではありません。

10. (盗難カードによる出金等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金については、次の各項のすべてに該当する場合、本契約者は当金庫に対して当該出金にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ② 当金庫の調査に対し、本契約者より十分な説明が行われていること
- ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該出金が本契約者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた出金にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該出金が行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本契約者に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な出金が最初に行われた日。）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。

- ① 当該出金が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
ア. 本契約者に重大な過失があることを当金庫が証明した場合
イ. 本契約者の役員または法人の業務を執行するその機関またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反により損害が生じた場合
ウ. 本契約者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

11. (届出事項の変更等)

カードの紛失、盗難、または法人名、代表者名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、当金庫所定の手続きにより直ちに当金庫に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

13. (暗証番号の照合等)

- (1) 自動機によりカードを確認し、自動機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座の出金をした場合には、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および提携先は責任を負いません。
- (2) 第6条第1項により金庫が窓口においてカードを確認し、所定の用紙に記入された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いした場合にも、前項と同様とします。

14. (自動機の操作等)

自動機の使用に際し、金額、暗証番号等の誤操作により発生した損害については、当金庫は一切の責任を負いません。なお、提携先の自動機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

15. (カードの返却・利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取り止める場合は、カードを当金庫に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認める場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫から請求がありしだい、直ちにカードを当金庫に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できた時に停止を解除します。
 - ① 第16条に定める規定に違反した場合
 - ② カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用される恐れがあると当金庫が判断した場合

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当金庫の普通預金規定および振込規定により取扱います。

18. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2020.04.01 改定)

重大な過失または過失となりうる場合

1. お客様の重大な過失となりうる場合

お客様の重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その典型的な事例は以下のとおりです。

- (1) お客様が他人に暗証を知らせた場合
- (2) お客様が暗証をキャッシュカード上に書き記していた場合
- (3) お客様が他人にキャッシュカードを渡した場合
- (4) お客様に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
※ 上記(1)および(3)については、病気の方が介護ヘルパー(介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預ることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合)などに対して暗証を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむをえない事情がある場合はこの限りではありません。

2. お客様の過失となりうる場合

お客様の過失となりうる場合の事例は以下のとおりです。

- (1) 次の①または②に該当する場合
 - ① 当金庫から生年月日などの類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証を推測させる書類など(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合
 - ② 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
- (2) (1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
 - ① 暗証番号の管理
 - ア. 当金庫から生年月日などの類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証にしていた場合
 - イ. 暗証をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証としても使用していた場合
 - ② キャッシュカードの管理
 - ア. キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた
 - イ. 酔っ払いなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
- (3) その他上記(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合